

令和 7 年度第 2 回旭市子ども・子育て会議

旭市子ども・子育て会議の概要

令和8年1月26日
旭市子育て支援課

1. 旭市子ども・子育て会議とは？

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)第72条

※市町村における合議制の機関(地方版子ども子育て会議)設置の努力義務

「旭市子ども・子育て会議条例」(平成25年旭市条例第32号)

⇒「旭市子ども・子育て会議」の設置

【子ども・子育て支援法第72条】(抜粋)

第72条市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下省略)

「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備等において、子育てに関するニーズを反映するとともに、子育て当事者や子育て支援事業者等の参画により、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を実施するため、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき、子ども・子育て会議条例を制定し、子どもの保護者や子育て支援事業者等により組織する旭市子ども・子育て会議を設置いたしました。

2. 所掌事務

- (1) 認定こども園・幼稚園・保育所の確認を行う際の利用定員の設定に関する意見
- (2) 地域型保育事業の確認を行う際の利用定員の設定に関する意見
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する意見
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議

3. 主な審議事項

- (1) 利用定員設定(確認)に関する意見
(認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業)
- (2) 子ども・子育て支援事業計画(ニーズ調査含む)に関する意見
- (3) その他、新制度の施行準備に関し、市が決定すべき重要事項

※施設・設備運営基準への意見 ⇒市が素案を作成し、会議にその内容を報告します。

4. 今後の審議スケジュール(予定)

時 期	主な審議事項(予定)
令和7年度 第2回 (R8.1月)	「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」 等
第3回 (R8.3月予定)	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可・ 確認について」 等
令和8年度 第1回 (R9.1月予定)	「子ども・子育て支援事業計画 進捗状況について」 「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」 等

※令和7年度第1回会議は、11月に書面開催いたしました。

※本表の開催時期・回数等は、今後の国の動向(指針)等に応じて検討していくため、あくまでも参考までとしてください。

5. 審議の方法について(イメージ図)

①審議事項ごとに事務局(案)の作成



②子ども・子育て会議に提示、意見を伺う



③事務局にて、会議意見を事務局(案)に反映



④修正した事務局(案)を会議へ報告



⑤審議終了

※ 協議議題として子ども・子育て会議へ提出

※ 必要に応じて再度協議